



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会社名 武蔵野興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河野 義勝  
(コード番号 9635 東証第2部)  
問合せ先 取締役総務部長 仲村 正憲  
(Tel. 03-3352-0052)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしました。併せて平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 146 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

###### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更日

平成 29 年 10 月 1 日

###### (4) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 146 回定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合の目的

当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、変更後の売買単位当たりの価格について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

### (2) 株式併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

#### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	10,500,000 株
株式併合により減少する株式数	9,450,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,050,000 株

（注）株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

#### ④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### (3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分をし、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

#### 【当社の株主構成】

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	2,235 名（100.00%）	10,500,000 株（100.00%）
10 株未満所有株主	60 名（ 2.68%）	142 株（ 0.00%）
10 株以上所有株主	2,175 名（ 97.32%）	10,499,858 株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 60 名（所有株式数の合計 142 株）は株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」手続きをご利用いただくことも可能です。

（お取引の証券会社または証券会社に口座を作られていない場合は、後記の株式名簿管理人までお問い合わせください。）

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000 株

株式併合の割合に合わせて、現行の 4 千万株から 4 百万株に減少させます。

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数が、現行の 4 千万株から 4 百万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 146 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

①上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めにしたがい、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、平成 29 年 10 月 1 日付で定款が変更されます。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>4,000 万株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>400 万株</u> とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
第 8 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。
第 9 条～第 36 条 (条文省略)	第 9 条～第 36 条 (条文省略)
(新設)	<u>附則</u> <u>第 1 条 第 6 条および第 8 条の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条 附則第 1 条、同第 2 条は附則第 1 条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 146 回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 日程

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日       | 平成 29 年 5 月 26 日      |
| (2) 定時株主総会決議日     | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日    | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

(注) 上記の単元株式数の変更および株式併合に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

(添付書類)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。  
当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所における売買の単位となっている株式数を変更するものです。  
当社では、1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては株主様のご所有の株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、1 株当たりの資産価値は 10 倍になります。また、株式併合後の株価についても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 4 所有株式や議決権はどうなりますか。

【所有株式数について】

株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株式名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 10 月 1 日付で株式併合後の株式数に変更されます。

【議決権について】

株式併合によって所有株式数は 10 分の 1 となりますが、あわせて単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様の所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式数
例 1	2,000 株	2 個	➡	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個		150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし		55 株	なし	0.5 株
例 4	7 株	なし		なし	なし	0.7 株

- ・例 2 および例 3 では、単元未満株式（効力発生後において、例 2 では 50 株、例 3 では 55 株）がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買い取り制度がご利用いただけます。
- ・例 3 および例 4 において発生する端数株式分（例 3 では 0.5 株、例 4 では 0.7 株）につきましては、当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

**Q 5 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買い取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 6 株式併合後も単元未満株式の買い取りはできますか。**

株式併合後においても、単元未満株式の買い取り制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株式名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 7 株主として何か手続きをしなければならないのですか。**

特に必要なお手続きはございません。

**Q 8 株主優待制度はどうなりますか。**

単元株式数の変更、株式併合の効力が発生した後の株主優待制度の詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株式名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-232-711 (通話料無料)  
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)